

ワンデーレスポンス実施要領（久留米市）

1. 目的

公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正が令和元年6月14日に施行され、本法律の対象に公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）が新たに位置付けられました。

このことを踏まえ、久留米市では、「現場を待たせない」「速やかに回答する」というワンデーレスポンスの取り組みを工事及び公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）において実施します。

2. 実施対象

久留米市発注の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託

3. 実施内容

基本は「即日対応」

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」にする。

イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「回答予定日」を「その日のうち」に受注者に対し予告する。

ウ 予告した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で、速やかに受注者に新たな「回答予定日」を予告する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に報告、相談し回答する。

オ 受注者からの的確な状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

4. 実施方法

ア 受注者への周知

初回の打合せ時などに、受注者に対し、ワンデーレスポンスの意義と目的を説明し、本取り組みへの双方の理解を高める。

イ 双方からの質問等に対し基本に則り対応する。

受注者からの問合せ等及びそれらに対する回答については、原則として書面によるものとする。

なお、緊急を要する場合等は、電話、ファクシミリ、Eメール等の媒体を活用することができるものとする。ただし、この場合も、事後に書面で処理するものとする。

5. 適用年月日

本要領は、令和3年4月1日以降に契約する工事及び測量、設計、調査等業務委託において適用する。

なお、令和3年4月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。